

宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十五号

宅地造成等規制法施行細則等の一部を改正する規則

(宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

第一条 宅地造成等規制法施行細則（昭和三十八年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「旧法」という。）の施行に関しては、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第三百九十三号）による改正前の宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「旧政令」という。）及び宅地造成等規制法施行規則及び畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和五年農林水産省・国土交通省令第三号）による改正前の宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「旧省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）の施行に関しては、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。）及び宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、旧法及び旧政令において使用する用語の例による。</p> <p>(工事の許可申請の手続)</p> <p>第二条の二 旧法第八条第一項本文の規定による許可を受けようとする造成主は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の施行区域（以下「宅地造成区域」という。）を工区に分けたときは、旧省令第四条の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。</p> <p>(工事の許可申請の手続)</p> <p>第二条の二 法第八条第一項本文の規定による許可を受けようとする造成主は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の施行区域（以下「宅地造成区域」という。）を工区に分けたときは、省令第四条の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。</p>
<p>(工事の着手届)</p> <p>第三条 旧法第八条第一項本文の規定による許可を受けた造成主（以下「許可を受けた造成主」という。）は、当該許可に係る宅地造成</p>	<p>(工事の着手届)</p> <p>第三条 法第八条第一項本文の規定による許可を受けた造成主（以下「許可を受けた造成主」という。）は、当該許可に係る宅地造成に</p>

に関する工事に着手したときは、別記様式第一号による宅地造成工事着手届書を知事に提出しなければならない。

(工事計画の変更許可)

第四条 旧法第十二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第二号による宅地造成に関する工事の変更許可申請書に、旧省令第二十五条に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第五条 旧法第十二条第二項の規定による知事への届出を行おうとする者は、別記様式第四号による宅地造成に関する工事の変更届書を知事に提出しなければならない。

(届出工事の変更届出)

第六条 旧法第十五条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、別記様式第五号又は別記様式第六号による届出工事の変更届書を知事に提出しなければならない。

(工程等の変更届出)

第七条 許可を受けた造成主又は旧法第十五条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者は、当該工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、別記様式第七号による宅地造成工事工程等変更届書を知事に提出しなければならない。

(擁壁の設置の緩和)

第八条 旧政令第十五条第一項の規定による擁壁の代替措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

一―四 (略)

(技術的基準の強化等)

第九条 旧政令第五条第四号及び第十三条第三号の技術的基準を次のとおり強化し、及び付加する。

一・二 (略)

(工事完了検査の手続)

第十一条の二 旧法第十三条第一項の規定による工事完了の検査及び同条第二項の規定による検査済証の交付は、第二条の二の規定により宅地造成区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(身分証明書の様式)

第十二条 身分証明書の様式は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところに

関する工事に着手したときは、別記様式第一号による宅地造成工事着手届書を知事に提出しなければならない。

(工事計画の変更許可)

第四条 法第十二条第一項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第二号による宅地造成に関する工事の変更許可申請書に、省令第二十五条に規定する図書のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第五条 法第十二条第二項の規定による知事への届出を行おうとする者は、別記様式第四号による宅地造成に関する工事の変更届書を知事に提出しなければならない。

(届出工事の変更届出)

第六条 法第十五条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、別記様式第五号又は別記様式第六号による届出工事の変更届書を知事に提出しなければならない。

(工程等の変更届出)

第七条 許可を受けた造成主又は法第十五条第一項若しくは第二項の規定による届出をした者は、当該工事を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、別記様式第七号による宅地造成工事工程等変更届書を知事に提出しなければならない。

(擁壁の設置の緩和)

第八条 政令第十五条第一項の規定による擁壁の代替措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

一―四 (略)

(技術的基準の強化等)

第九条 政令第五条第四号及び第十三条第三号の技術的基準を次のとおり強化し、及び付加する。

一・二 (略)

(工事完了検査の手続)

第十一条の二 法第十三条第一項の規定による工事完了の検査及び同条第二項の規定による検査済証の交付は、第二条の二の規定により宅地造成区域を工区に分けたときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(身分証明書の様式)

第十二条 身分証明書の様式は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところに

よる。

- 一 旧法第六条第一項の身分証明書 別記様式第十号
- 二 旧法第六条第二項の身分証明書 別記様式第十一号
- 三 旧法第十八条第二項において準用する法第六条第一項の身分証明書 別記様式第十二号

(許可申請書等の提出部数)

第十三条 旧法、旧省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数の正本の写しを添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 旧省令第四条の許可申請書、第四条第一項の変更許可申請書及び第七条の宅地造成工事工程等変更届書 宅地造成関係市町の数に一を加えた数(知事の委任を受けた者が許可する宅地造成に係るものにあつては、宅地造成関係市町の数)
- 三 旧省令第二十七条の工事完了検査申請書、旧省令第二十九条の届出書、第三条の宅地造成工事着手届書及び第六条の届出工事の変更届書 宅地造成関係市町の数

(書類の經由)

第十四条 旧法、旧省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、宅地造成に関する工事の施行区域又は宅地以外の土地を宅地に転用した土地の区域(以下「宅地造成区域等」という。)を管轄する建設事務所の長(当該宅地造成区域等が二以上の建設事務所の管轄区域にわたるときは、管轄区域に属する宅地造成区域等の面積が最大の建設事務所の長)を經由して提出しなければならない。

よる。

- 一 法第六条第一項の身分証明書 別記様式第十号
- 二 法第六条第二項の身分証明書 別記様式第十一号
- 三 法第十八条第二項において準用する法第六条第一項の身分証明書 別記様式第十二号

(許可申請書等の提出部数)

第十三条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類には、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数の正本の写しを添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 省令第四条の許可申請書、第四条第一項の変更許可申請書及び第七条の宅地造成工事工程等変更届書 宅地造成関係市町の数に一を加えた数(知事の委任を受けた者が許可する宅地造成に係るものにあつては、宅地造成関係市町の数)
- 三 省令第二十七条の工事完了検査申請書、省令第二十九条の届出書、第三条の宅地造成工事着手届書及び第六条の届出工事の変更届書 宅地造成関係市町の数

(書類の經由)

第十四条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、宅地造成に関する工事の施行区域又は宅地以外の土地を宅地に転用した土地の区域(以下「宅地造成区域等」という。)を管轄する建設事務所の長(当該宅地造成区域等が二以上の建設事務所の管轄区域にわたるときは、管轄区域に属する宅地造成区域等の面積が最大の建設事務所の長)を經由して提出しなければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第2号 (第4条関係)

(1面)	
正 宅地造成に関する工事の変更許可申請書	
<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による変更の許可を申請します。</u> (略)	(略)
(略)	
注 (略)	

(2面) (略)

様式第4号 (第5条関係)

宅地造成に関する工事の変更届書 (略)	
<u>宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第2項の規定により、宅地造成に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。</u> (略)	
注 (略)	

改正前

様式第2号 (第4条関係)

(1面)	
正 宅地造成に関する工事の変更許可申請書	
宅地造成等規制法第12条第1項の規定による変更の許可を申請します。 (略)	(略)
(略)	
注 (略)	

(2面) (略)

様式第4号 (第5条関係)

宅地造成に関する工事の変更届書 (略)	
宅地造成等規制法第12条第2項の規定により、宅地造成に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。 (略)	
注 (略)	

様式第5号 (第6条関係)

届出工事の変更届書
(略)

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第15条第1項の規定により、宅地造成に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第6号 (第6条関係)

届出工事の変更届書
(略)

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第15条第2項の規定により、宅地造成に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第5号 (第6条関係)

届出工事の変更届書
(略)

宅地造成等規制法第15条第1項の規定により、宅地造成に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第6号 (第6条関係)

届出工事の変更届書
(略)

宅地造成等規制法第15条第2項の規定により、宅地造成に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

(略)

注 (略)

様式第10号

(表面)

身分証明書
(略)

上記の者は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第4条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入る権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

(裏面) (略)

様式第10号

(表面)

身分証明書
(略)

上記の者は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第4条第1項の規定により、他人の占有する土地に立ち入る権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

(裏面) (略)

様式第11号

(表面)

(障害物の伐除を行う場合)

身分証明書
(略)

上記の者は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項の規定により、障害物の伐採を行う権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

様式第11号

(表面)

(障害物の伐除を行なう場合)

身分証明書
(略)

上記の者は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項の規定により、障害物の伐採を行なう権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

(裏面)

注 意 事 項

- 1 表記の権限を行使する際には、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項の規定による市町長の許可証及びこの証明書を必ず携帯して、関係人の請求があつたときは、いつでも提示すること。
- 2 (略)

(裏面)

注 意 事 項

- 1 表記の権限を行使する際には、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項の規定による市町長の許可証及びこの証明書を必ず携帯して、関係人の請求があつたときは、いつでも提示すること。
- 2 (略)

(表面)

(他人の占有する土地の試掘等を行う場合)

第 号

身 分 証 明 書
(略)

上記の者は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項の規定により、他人の占有する土地の試掘等を行う権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

(表面)

(他人の占有する土地の試掘等を行なう場合)

第 号

身 分 証 明 書
(略)

上記の者は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項の規定により、他人の占有する土地の試掘等を行なう権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

(裏面)

注 意 事 項

- 1 表記の権限を行使する際には、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項の規定による知事の許可証及びこの証明書を必ず携帯して、関係人の請求があつたときは、いつでも提示すること。
- 2 (略)

(裏面)

注 意 事 項

- 1 表記の権限を行使する際には、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第5条第1項の規定による知事の許可証及びこの証明書を必ず携帯して、関係人の請求があつたときは、いつでも提示すること。
- 2 (略)

様式第12号

(表面)

第 号

身 分 証 明 書
(略)

上記の者は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明します。
(略)

注 (略)

(裏面) (略)

様式第12号

(表面)

第 号

身 分 証 明 書
(略)

上記の者は、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第18条第1項の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明します。

(略)

注 (略)

(裏面) (略)

(広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

第二条 広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建設事務所長への委任) 第十六条 (略) 一一八十二 (略) 八十三 (略) (一) (略) (二) 第四条の二第二項第五号の規定による がけ付近の建築物の建築認定 (三) 一五 (略) 八十四―百十一 (略)</p>	<p>(建設事務所長への委任) 第十六条 (略) 一一八十二 (略) 八十三 (略) (一) (略) (二) 第四条の二第二項第四号の規定による がけ付近の建築物の建築認定 (三) 一五 (略) 八十四―百十一 (略)</p>

(都市計画法施行細則の一部改正)

第三条 都市計画法施行細則(昭和四十五年広島県規則第百十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第7号の2（第6条の2関係）

開発行為に係る協議申出書
(略)
(略)

注 1 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本協議が成立することにより、同法第11条の宅地造成に関する工事の協議が不要となる。

2-6 (略)

改正前

様式第7号の2（第6条の2関係）

開発行為に係る協議申出書
(略)
(略)

注 1 宅地造成等規制法第3条第1項の宅地造成工事規制区域内においては、本協議が成立することにより、同法第11条の宅地造成に関する工事の協議が不要となる。

2-6 (略)

(優良宅地造成認定事務に関する規則の一部改正)

第四条 優良宅地造成認定事務に関する規則(昭和四十九年広島県規則第八十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十一条 (認定申請の手続) (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第八条第一項本文の許可を受けて造成する宅地に係る認定の申請にあつては、設計説明書以外の図書の添付を要しないものとする。</p> <p>一一八 (略)</p> <p>三一五 (略)</p>	<p>第二十一条 (認定申請の手続) (略)</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第八条第一項本文の許可を受けて造成する宅地に係る認定の申請にあつては、設計説明書以外の図書の添付を要しないものとする。</p> <p>一一八 (略)</p> <p>三一五 (略)</p>

(広島県建築基準法施行細則の一部改正)

第五条 広島県建築基準法施行細則(昭和五十三年広島県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(がけ付近の建築物に対する建築制限の特例に係る認定申請)</p> <p>第二十一条の二 法施行条例第四条の二第二項第五号の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第十一号の二による建築認定申請書の正本及び副本に、それぞれ第十九条第二項に規定する事項を明示した付近見取図、配置図、敷地等断面図、各階平面図及び二面以上の立面図を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(がけ付近の建築物に対する建築制限の特例に係る認定申請)</p> <p>第二十一条の二 法施行条例第四条の二第二項第四号の規定による認定を申請しようとする者は、別記様式第十一号の二による建築認定申請書の正本及び副本に、それぞれ第十九条第二項に規定する事項を明示した付近見取図、配置図、敷地等断面図、各階平面図及び二面以上の立面図を添えて、知事に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第11号の2（第21条の2関係）

建築認定申請書
(略)

広島県建築基準法施行条例第4条の2第2項第5号の規定による認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)

注 (略)

建築認定通知書
(略)

年 月 日付けで申請の事項は、広島県建築基準法施行条例第4条の2第2項第5号の規定により認定したので、通知します。

(略)

(注) (略)

改正前

様式第11号の2（第21条の2関係）

建築認定申請書
(略)

広島県建築基準法施行条例第4条の2第2項第4号の規定による認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

(略)

注 (略)

建築認定通知書
(略)

年 月 日付けで申請の事項は、広島県建築基準法施行条例第4条の2第2項第4号の規定により認定したので、通知します。

(略)

(注) (略)

(広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部改正)

第六条 広島県土砂の適正処理に関する条例施行規則(平成十六年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
第十六条 (略)	(法令等の許可等)	第十六条 (略)	(法令等の許可等)
十一九 (略)	十 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第八条第一項本文の規定による許可又は同法第十一条の規制による協議の成立	十一九 (略)	十 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第八条第一項本文の規定による許可又は同法第十一条の規制による協議の成立
2 (略)	十一十八 (略)	2 (略)	十一十八 (略)
別表第一(第二十四条関係)	別表第一(第二十四条関係)	別表第一(第二十四条関係)	別表第一(第二十四条関係)
土砂埋立行為(一時たい積行為を除く。)の完了時の土地の形状	土砂埋立行為(一時たい積行為を除く。)の完了時の土地の形状	土砂埋立行為(一時たい積行為を除く。)の完了時の土地の形状	土砂埋立行為(一時たい積行為を除く。)の完了時の土地の形状
項目	項目	項目	項目
のり面の勾配等	のり面の勾配等	のり面の勾配等	のり面の勾配等
基準	基準	基準	基準
一 切土又は盛土をした土地の部分に生じるのり面の勾配が三〇度を超える場合は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和四年政令第三百九十三号)による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第六条の規定に準じるほか、この規則の基準を満たす擁壁を設置すること。	一 切土又は盛土をした土地の部分に生じるのり面の勾配が三〇度を超える場合は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和四年政令第三百九十三号)による改正前の宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第六条の規定に準じるほか、この規則の基準を満たす擁壁を設置すること。	一 切土又は盛土をした土地の部分に生じるのり面の勾配が三〇度を超える場合は、宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第六条の規定に準じるほか、この規則の基準を満たす擁壁を設置すること。	一 切土又は盛土をした土地の部分に生じるのり面の勾配が三〇度を超える場合は、宅地造成等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号)第六条の規定に準じるほか、この規則の基準を満たす擁壁を設置すること。
付表(略)	付表(略)	付表(略)	付表(略)

附 則

(施行期日)

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。

(経過措置)

この規則の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の宅地造成等規制法施行細則別記様式第十号、第十一号及び第十二号の身分証明書は、それぞれ同条の規定による改正後の宅地造成等規制法施行細則別記様式第十号、第十一号及び第十二号の身分証明書とみなす。